

金融機関は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や、金融庁が策定・公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、**お客様のお取引目的などに関する確認を定期的に行うことが義務付けられました。**

つきましては、「お客様情報の確認に関するお願い」の郵送物が届いたお客様におかれましては、お忙しい中、誠に恐れ入りますが、回答用紙にてご回答くださいますようお願い申し上げます。